■ 第5期障がい福祉計画　成果目標に関する大阪府の基本的な考え方

資料１－３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目（成果目標） | 国の基本指針 | 第5期障がい福祉計画の大阪府の成果目標の考え方 |
| 福祉施設から一般就労への移行 | 一般就労への移行者数の増加 | ＜目標＞平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。なお、現在の障がい福祉計画で定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値の数に加えた割合以上を目標値とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国の目標設定の考え方 及び 大阪府の実績等を踏まえ、平成32年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上（1,700人以上）とすることを大阪府の目標として設定。各市町村においては、この目標値を市町村ごとに按分した数値を下限として、目標を設定されたい。目標値の設定について国の基本指針に従い、平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数から平成28年度の移行者数を予測し、その数値を1.5倍すると、平成32年度の目標値は1,925人となるが、第4期計画の目標値及び現時点での実績と比較して、これほどの増加を見込むことは困難であることから、平成32年度の就労移行支援事業の目標利用者数3,300人（後述）をもとに目標値を算出する。　算出に当たっては、以下3点を仮定とし、平成32年度の就労移行支援事業による一般就労への移行者数を推計すると約1,100人となる。この数値に、生活介護や自立訓練、就労継続支援からの一般就労への移行者数を加味（平成27年度の一般就労への移行実績に占める各サービスの割合をもとに算出）すると、約1,700人となる。＜仮定＞①平成32年度の全事業所の5割が移行率3割を達成する。　②①を除く事業所のうち、実績ゼロの事業所が１人の就労移行を達成する。③①②を除く事業所が、直近の実績である移行率を維持する。先に述べた、平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数を積み上ると、予測される平成32年度の移行者数は約1,563人となるが、更なる取り組みの推進による影響も考慮し、上記1,700人を大阪府の目標値として設定する。 |
| ＜考え方＞就労移行支援事業等の利用を経た一般就労への移行実績について、平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数（約1,900人）から推計すると、平成29年度においては第4期計画の成果目標（平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成）をおおよそ満たす見込み。 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | ＜目標＞平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。なお、現在の障がい福祉計画で定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値の数に加えた割合以上を目標値とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを大阪府の目標として設定。各市町村においては、国 及び 大阪府の目標設定の考え方を踏まえ、目標を設定されたい。目標値の設定について国基準では利用者数の対前年度伸び率の平均をもとに、平成28年度以降、年５％増加するものとして平成32年度の利用者数を推計している。この考え方に準じて、大阪府の伸び率の推移を見ると、平成26年度と平成27年度の対前年度比は、国よりも高い数値で推移していたが、平成28年度は増加率が大幅に減り、国と同じく５％増となっている。大阪府では利用者数の増加が国の推移に比べて先行して進んでいると考えられることから、直近の対前年度増加率である５％増で、平成29年度以降の利用者数が増加する仮定のもとで推計すると、平成32年度の利用者数は約3,300人となり、平成28年度の利用者数（2,723人）の2割以上の増加となる。 |
| ＜考え方＞平成25年度から平成27年度の利用者数の年平均増加率である約5％を基に算定。 |
| 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加 | ＜目標＞平成32年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを大阪府の目標として設定。各市町村においては、管内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定されたい。目標値の設定について直近の実績値（Ｈ27：35.4％）が目標値に達していないことから、引き続き、国同様に5割以上をめざす。 |
| ＜考え方＞就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は平成25年度33.1％、平成26年度33.1%、平成27年度37.6%と停滞していることに鑑み、第4期計画の目標値を維持。 |
| 就労定着支援による職場定着率の増加福祉施設から一般就労への移行 | ＜目標＞各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80％以上とすることを基本とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞国基準に沿った目標設定とし、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80％以上とすることを大阪府の目標として設定。各市町村においては、管内の就労定着支援事業を実施する事業所において、支援を開始した時点から1年後の職場定着率が80％以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定されたい。目標値の設定について大阪府の「就労人数調査」では、就労移行支援事業所における「平成26年度就職者の半年間の定着率」（対象事業所全体）は81.3％となっている。また、国の目標値設定の考え方に準じて、障害者就業・生活支援センター就職者の1年後の職場定着率を算出すると、平成26年度・27年度ともに79％となっていることから、国基準と同様の80％を目標として設定する。 |
| ＜考え方＞障害者就業・生活支援センター利用者の就職後1年経過時点の職場定着率（平成26年度75.5%、平成27年度76.5%）を参考に数値目標を設定。 |

＜大阪府独自の成果目標＞

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 第5期計画(大阪府の目標案) |
| 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額 | ＜大阪府の基本的な考え方（案）＞　大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標額を設定されたい。 |